

伊勢市農業委員会 第242回 総会議事録

日 時	令和8年2月16日（月） 13時54分～14時45分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 伊藤 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行</p> <p>4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉</p> <p>8番 中西 重喜 9番 松野 武史 10番 濱口 節生</p> <p>11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫</p> <p>14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 17番 中西 正夫</p> <p>18番 奥野 隆史 19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>7番 中山 隆文 16番 出口 勝信</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>伊藤 和也（主事）</p>
会議録署名者	4番 山添 久憲 13番 中西 善夫
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について （農地中間管理機構への意見提出及び要請分）</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条の規定による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について</p> <p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）</p>

<p>議 長</p>	<p>6. その他</p> <p>定刻より少し早いですが、ただいまから、伊勢市農業委員会第242回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>4番の 山添 久憲 さん</p> <p>13番の 中西 善夫 さん</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について</p> <p>(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)</p> <p>以上5件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>主 事</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。写真資料及び地図、5号議案の差替、正誤表と来年度の予定表等を配布いたしました。不足のある方は、お知らせください。</p> <p>それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。件数は2件、畑のみ2筆 2,379㎡でございます。</p>

次のページをお願いします。

内訳といたしましては、全て所有権移転でございます。詳細についてご説明申し上げます。

それでは1 - 1 ページをご覧ください。

1 番、こちらは売買でございます。

受人は、藤里町の山林（現況：畑）1 筆を譲り受けたいとの申請に
ございます。

申請地は旭町地内 市立宮山小学校より南東へ 170m に位置する農
業振興地域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断され
ました。稼働人員は3 名でございます。

2 番、こちらは贈与でございます。

受人は、御菌町上條の畑1 筆を譲り受けたいとの申請にござい
ます。

申請地は御菌町上條地内 上條児童公園より西へ 90m に位置する農
業振興地域内・農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕
作地と判断されました。稼働人員は2 名でございます。

議案第1 号の説明は、以上でございます。いずれも農地法第3 条第
2 項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろ
しくお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら
ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もない
ようでございますので、1 号議案を承認いたしたいと思えます。ご異
議ございませんか。

（異議なしの声多数あり）

異議なしということでございますので、議案第1 号の農地法第3 条

<p>係 長</p>	<p>の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>議案第2号「事業計画変更承認申請について」でございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ1筆291㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次ページ(2-1)をご覧ください。</p> <p>1番、こちらは令和6年10月15日付で農地法第5条にて許可した住宅でございました。申し出によりますと、当初の借受人が、家庭の事情で住宅の建築計画が中止になったので、その隣地で住宅建設を計画していた承継人が、当該地に変更して住宅を建設することとなったため、事業計画変更を申請したものでございます。なお、詳細は、転用申請が【5条-3番】で提出されておりますので、その際に改めてご説明いたします。</p> <p>議案第2号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「事業計画変更承認申請について」については、これを承認することに決定いたしました。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。</p>

係 長

3 ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。件数は13件、内訳といたしまして、田が5筆1,331㎡、畑が15筆3,962.97㎡の計20筆5,293.97㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人である宇治中之切町で菓子の製造販売等を営む株式会社赤福 代表取締役 濱田朋恵さんが、宇治浦田2丁目の田1筆を譲り受けて、駐車場13台分としたいとの申請にございます。申請地は宇治浦田2丁目地内 市立進修小学校より東へ160mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては転圧、土留を設置するとのこととございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。受人は、当該地の近隣で新たな事業所開設を予定しており、従業員の駐車場として至近にあり、事業を進めるうえで従業員用駐車場の確保は必要不可欠なことから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

2番、こちらは贈与でございます。受人である中之町で宗教法人として活動する 寂照寺 代表役員 松山宜弘さんが、中之町の畑1筆を寄贈により譲り受けて、同時に寄贈される隣接地の宅地 3筆 計157.73㎡と一体利用して、駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は中之町地内伊勢古市参宮街道資料館より北東へ90mに位置する第3種農地でございます。本申請地につきましては、渡人の親が昭和61年に転用許可を得ていましたが、目的どおりになっておらず所有権移転を伴うため、改めて転用申請を行うものです。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのこととございます。なお本案件は、建築物の建築を伴わない資材置場等の取扱いにあたりませんが、今回取得する土地の隣地は所有地であり既に寺院や家屋が建てられており、参詣者の利便性を考えて隣接地を駐車場に整備する計画です。そのため、事務局において、「資材置場等の取扱いに該当しない」と判断いたしました。

3番、こちらは使用貸借でございます。こちらは2号議案にてお認めいただき

ました事業計画変更に伴って、申請された案件で、受人は、義父名義の船江2丁目の田1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 平屋建て1棟 建築面積138.7㎡としたいとの申請にございます。申請地は船江2丁目地内 桧尻川排水機場より東へ140mに位置する第3種農地にございます。本申請地につきましては、転用許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は48%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてはコンクリートブロックを設置することとございます。

4番、こちらは売買でございます。受人は、馬瀬町の田1筆を譲り受けて、平屋建住宅1棟 建築面積113.03㎡としたいとの申請にございます。申請地は馬瀬町内 馬瀬公園より北東へ310mに位置する第3種農地にございます。本申請地につきましては、30年以上前に親族が造成してしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は23%、排水は合併浄化槽を経て南西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとございます。

5番、こちらは贈与でございます。受人は通町の田1筆を譲り受けて、水道管用地としたいとの申請にございます。申請地は通町地内 通排水機場より南西へ130mに位置する第3種農地にございます。本申請地につきましては、転用許可済の農地です。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみ自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのこととございます。なお、補足になりますが、本申請については祖父が得ていた許可の証明を付けて、法務局で地目変更の手続きを行いましたが、認められなかったために行うことになったものです。

6番、こちらは売買でございます。受人は藤里町の畑1筆を譲り受けて、2階建て住宅1棟 建築面積103.35㎡としたいとの申請にございます。申請地は藤里町地内 中山寺より南西へ390mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は29%、排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置することとございます。

7番、こちらは使用貸借でございます。受人は、村松町の畑1筆を親族か

ら借り受けて、平屋建て住宅1棟 建築面積 86.95 m²としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町2交差点より北西へ160mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、着工済みと判断されました。そのため、始末書の提出を求めたところ、所有者の子である使用借人の配偶者から親が高齢のため、知人に管理を依頼していたが一部通路として無断使用されていたとのことで、申述書が提出されました。よって、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽を経て南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。

8番、こちらは売買でございます。受人は、二見町荘の田1筆と畑2筆を譲り受けて、車中泊用駐車場6台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘2交差点より東へ270mに位置する第3種農地にございます。本申請地につきましては、平成22年から23年頃知人に貸したところ、船舶を置くために造成されてしまったとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。そして本案件は、「資材置場等の取扱い」に該当します。そのため、事業計画書の提出を求め、内容を審査しました。幹線道路沿いで主要観光地へのアクセスが良好であり、交通量も多く利便性が高い立地であること、収支計画書からも利用者の確保が見込めることから、事務局において恒久転用に該当すると判断いたしました。

9番、こちらは使用貸借でございます。受人は、小俣町明野の畑2筆を親族から借り受けて、平屋建て住宅1棟 建築面積 138.37 m²とセットバック用地としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 保育所あけぼの園より南へ60mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は44%、排水は南東側既設下水道へ放流とし、被害防除としては土留を設置するとのことでございます。

10番、こちらは売買でございます。受人である佐八町で金属板加工機械の設計、製作・販売等を営む株式会社N.P.W技研 代表取締役 山本亮太さんが、小俣町宮前の畑5筆を譲り受け、所有する宅地及び雑種地等の計14筆 6,480.06 m²と一体利用して、事務所1棟 建築面積 263.6 m²、工作棟・資材置場1棟 建築面積 380 m²と既設の工場1棟 建築面積 764.64 m²、作業場1棟 建築面積 36 m²【建築面積計 1,444.24 m²】及び緑地214.05 m²としたいとの申請にございます。補足として、実測の建物等所要面積計が6,781.72

m²になりますが、建築面積を引いた敷地面積 5,337.48 m²については、社用車及び従業員用駐車場と来客用駐車場として約 40 台分、搬入搬出車両用の駐車・転回等スペースや場内の通路等として整備する計画であると聞き取りました。申請地は小俣町宮前地内 宮川橋より南西へ 70m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は西側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。そして本案件は、転用面積が 1,000 m² を超えるものでもありますことから、都市計画法第 29 条に基づく開発案件に該当するものをございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものをございます。

11 番、こちらでも売買をございます。受人は、小俣町湯田の畑 1 筆を譲り受けて、平屋建て住宅 1 棟 建築面積 115.93 m² としていたとの申請にございます。申請地は小俣町湯田地内 保育所しらとり園に隣接する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。建ぺい率は 45%、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

12 番と 13 番は、譲受人と譲渡人が同一のため、併せて説明いたします。こちらでも売買をございます。受人である小俣町新村で不動産業等を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村 博光さんが、御菌町長屋の畑 1 筆を譲り受けて分譲宅地 1 区画に、同様に南北で接している隣の畑 1 筆を譲り受けて分譲宅地 3 区画と進入路としていたとの申請にございます。通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 4 条第 6 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号に規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件をございます。なお、本案件につきましては、2 筆を併せると 1,000 m² を超えて開発に該当します。そのため、伊勢建設事務所の建築開発課に確認したところ、南北で接している部分を容易に行き来できないようにブロック塀で分断する計画ということで一体とみなさない判断をしたため、開発には該当しないとのことでした。申請地は船江 4 丁目地内 さつき公園より北東へ 80m と 90m に位置する第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は南側及び東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしということでございますので、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、10番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

係

長

4ページをお願いします。

議案第4号「非農地証明願について」でございます。件数は4件、内訳といたしまして、田が2筆311㎡、畑が2筆342㎡の計4筆653㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(4-1)をご覧ください。

1番、佐八町の畑のみ1筆で現況は宅地でございます。こちらは平成元年に住宅を建築し、現在に至るとのことで、固定資産課税台帳登

録事項証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

2番、朝熊町の畑のみ1筆で現況は宅地でございます。こちらは昭和46年に物置を建築し、現在に至るとのことで、固定資産課税台帳登録事項証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

3番、二見町荘の田のみ1筆で現況は宅地でございます。こちらは平成7年に倉庫を建築し、現在に至るとのことで、固定資産評価証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

4番、二見町荘の田のみ1筆で現況は宅地でございます。

こちらは平成7年に倉庫を建築し、現在に至るとのことで、固定資産評価証明書を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。

ここで、補足説明をいたします。3番・4番につきましては隣接地であり、その東側に接して雑種地がございまして、出口委員が所有しております。そして、その3筆にまたがって倉庫が建築されており、その所有者も出口委員でございます。そしてこの後に、出口委員が所有することになると確認しております。

議案第4号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第4号「非農地証明願について」は、これを承認し、証明書を下付することに決定をいたしました。

続きまして、議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

係 長

5ページをお願いします。

議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)」でございます。件数は78件、内訳といたしまして、田が149筆180,392.32㎡、畑が12筆5,074.71㎡の計161筆185,467.03㎡でございます。詳細についてご説明いたします。

5年間の利用権(賃貸借権)の設定が2件で田のみ2筆2,193㎡、10年間の利用権(賃貸借権)の設定が62件で田が118筆132,187㎡、畑が12筆5,074.71㎡の計130筆137,261.71㎡

10年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で田のみ1筆754㎡、16年間の利用権(賃貸借権)の設定が3件で田のみ3筆510.32㎡、16年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で田のみ2筆59㎡、18年間の利用権(賃貸借権)の設定が8件で

田のみ22筆43,921㎡、

利用権(賃貸借権)の移転が1件で田のみ1筆768㎡となります。

合計で78件、内訳といたしまして、田が149筆180,392.32㎡、畑が12筆5,074.71㎡の計161筆185,467.03㎡でございます。計画の概要につきましては、次ページ(5-1)をご覧ください。

議案第5号の説明は、以上でございます。この内容でよろしければ、中間管理機構への意見提出及び要請を総会后速やかに行うものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件の4番と78番は、奥野隆史委員に關係する分でございます。ひとまず奥野委員にご退席いただきまして、

この件を審議いたしたいと思います。

(奥野委員 退席)

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号中の奥野委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、奥野委員にお戻りいただきたいと思います。

(奥野委員着席)

続きまして、8番から10番は、中西善夫委員に関係する分でございます。ひとまず中西善夫委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思います。

(中西善夫委員 退席)

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の中西善夫委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、中西善夫委員にお戻りいただきたいと思います。

(中西善夫委員着席)

続きまして、65番は、澤村元弘委員に関係する分でございます。ひとまず澤村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(澤村委員 退席)

本件についてご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号中の澤村委員に関係する分については承認することに決定しました。

それでは、澤村委員にお戻りいただきたいと思います。

(澤村委員着席)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思っております。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでござ

いますので、5号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号「伊勢市農用地利用集積等促進計画について(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)」は、これを承認することとし、農地中間管理機構へ意見提出及び要請することに決定しました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

報告事項でございます。「報告事項」の表紙をめくっていただき、その裏面(1-1)をご覧ください。

1. 農地法第3条の規定による使用貸借契約の合意解約による通知書について
……2件(説明内容記録省略)
2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について
……1件(説明内容記録省略)
3. 農用地利用集積計画の中途解約について
……11件(説明内容記録省略)
4. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について
……1件(説明内容記録省略)
5. 時効取得所有権移転の通知書について(津地方法務局伊勢支局より)
……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしく願いいたします。

<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。 引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いしま す。</p> <p>それでは事務局から2点、連絡させていただきます。</p> <p>1点目は、今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月25日（水） 松岡 壮次 委員、 奥野 隆史 委員 ・ 2月26日（木） 出口 勝信 委員、 中西 正夫 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、 市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願い致します。</p> <p>2点目は、来年度の予定についてです。</p> <p>総会の開催日、署名順及び現地調査の順番等を配布いたしました。 ご確認いただき、不都合な日程等があれば、お早めに事務局までお知 らせください。</p> <p>なお、来年度は皆様の任期が令和8年12月10日までですので、 12月の総会は12月9日開催となっております。そして、現地調査に つきましても、11月までとなっておりますのでよろしくお願いま す。</p> <p>連絡は以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>山 添 委 員</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>本来は農地を守っていくのが、農業委員会の役割だと思う。具体的 に提案できることはないが、事務局には地域計画のように農地を守っ ていく取組をお願いしたいと思う。</p> <p>これを受けて、議長及び複数の委員から発言があった。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、第242回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議 をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____